九州旅客鉄道株式会社社員研修センター	福岡県北九州市門司区新原町八番一	九州旅客鉄道株式会社	（削る）	昭和六十二年五月二十八日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程 第一類新幹線電気車運転講習課程	
西日本鉄道株式会社電車教習所	福岡県久留米市宮ノ陣五丁目五番一一号	西日本鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年三月二十五日
		福岡県福岡市中央区天神一丁目一一番一号		
（略）				

九州旅客鉄道株式会社社員研修センター	福岡県北九州市門司区新原町八番一	九州旅客鉄道株式会社	第一類甲種蒸気機関車運転講習課程 第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程 第一類新幹線電気車運転講習課程	昭和六十二年五月二十八日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号		
西日本鉄道株式会社電車教習所	福岡県久留米市宮ノ陣五丁目五番一一号	西日本鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年三月二十五日
		福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目五番七号		
（略）				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百六十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、令和五年国土交通省告示第百四十六号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(6)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇一秒、東経一三九度五九分〇〇秒）の地点

(2)　(1)の地点から二〇〇度二八分〇三秒二三三・八一四メートルの地点

(3)　(2)の地点から二八五度五五分一七秒三四二・五五一メートルの地点

(4)　(3)の地点から一九五度五五分一七秒五〇・〇二九メートルの地点

(5)　(4)の地点から一〇五度五五分二七秒四一三・八一一メートルの地点

(6)　(5)の地点から二〇度二八分三五秒二七八・〇五七メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)の地点と(10)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(7)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分一一秒、東経一三九度五九分〇五秒）の地点

(8)　(7)の地点から二〇〇度三九分二四秒二五六・一四四メートルの地点

(9)　(8)の地点から一一〇度三九分二四秒七六・四一一メートルの地点

(10)　(9)の地点から二二度〇七分三六秒二五六・二二八メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(11)の地点と(19)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(11)　千葉県船橋市日の出一丁目二二番地内（北緯三五度四一分一八秒、東経一三九度五八分五七秒）の地点

(12)　(11)の地点から一二二度〇八分二四秒二六〇・八六四メートルの地点

(13)　(12)の地点から七六度五四分〇七秒一二・三二二メートルの地点

(14)　(13)の地点から一一〇度三九分二四秒七四・九四五メートルの地点

(15)　(14)の地点から二二度〇七分三六秒五三・二三一メートルの地点

(16)　(15)の地点から三四二度〇八分〇九秒四五・〇〇六メートルの地点

(17)　(16)の地点から三〇二度〇八分三一秒二三〇・五二五メートルの地点

(18)　(17)の地点から二八九度五六分二三秒七九・五四八メートルの地点

(19)　(18)の地点から二四五度四五分二六秒八・六六一メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(20)の地点と(25)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(20)　千葉県船橋市湊町地先（北緯三五度四一分二四秒、東経一三九度五九分一二秒）の地点

(21)　(20)の地点から一一二度〇七分二九秒七七・七〇九メートルの地点

(22)　(21)の地点から二二度三〇分一一秒六四・一〇五メートルの地点

(23)　(22)の地点から一一二度三一分〇六秒七二・三九六メートルの地点

(24)　(23)の地点から一九度五七分五八秒五九・七五四メートルの地点

(25)　(24)の地点から二九一度四六分五九秒一四八・二二四メートルの地点